公　　示

旧北上川河口部における不法係留船対策に係る計画において、第１期重点的撤去区域を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所占用調整課に備え置いて縦覧に供する。

令和３年５月２５日

国土交通省　東北地方整備局長
梅野　修一

１．河川名
　　北上川水系　旧北上川

２．第１期重点的撤去区域の範囲
　　旧北上川　距離標 1k600 から距離標 2k600 まで

３．第１期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期
　　令和３年６月１日

４．強制的撤去措置に関すること
　河川法第７７条第１項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置桟橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第 75 条第 1 項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知出来ない場合は、同法第７５条第３項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

　命じられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第２条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。
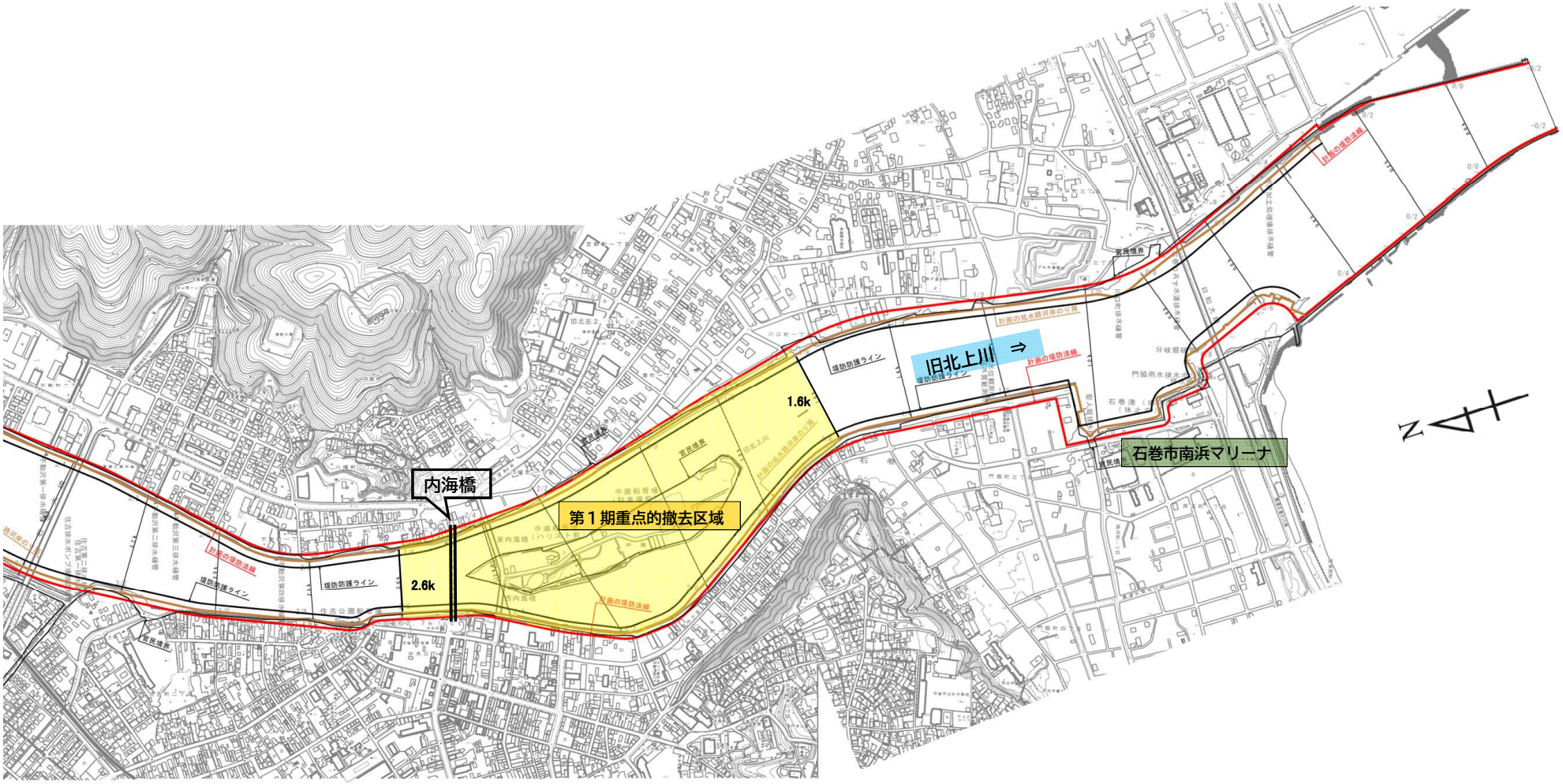
旧北上川 第１期 不法係留船 重点的撤去区域（1.6k～2.6k）平面図
（開始時期:令和３年６月１日）